

子宮頸がん予防ワクチンなどの定期接種に関し、早期に国の制度確立を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチンなどの3種のワクチン接種緊急促進事業は、平成22年度補正予算の11月26日から平成23年度末までの時限措置として実施されてきたが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについて一時停止期間があり、子宮頸がん予防ワクチンについても、当初、供給不足が発生するなど接種時期の問題もあり、当該対象者に十分行き渡ったとはいえない状況である。またVPD（ワクチンで防げる病気）として、上記3種のみならず、水痘など多くの疾病へのワクチンは、欧米では公費接種として認められているところであり、本来はこのような短期の臨時事業で終わられるものではなく、継続して公費負担で実施されることこそが国民の健康維持増進に大きく力を発揮するものと言われている。

既に厚生労働省の予防接種部会では、これらのVPDワクチンについてのワクチン定期接種化と日本の予防接種体制の改善を求め、法改正も提言されている。

医療現場においては、子宮頸がん予防ワクチン接種がすでに平成23年度内には公費で3回接種できない段階に入っており、次年度以降の公費取り扱いについて、早急な判断を求める声が上がっている。

よって国におかれては、地元自治体に負担をかけることなく、国の財政負担を明確にしたうえで、早期に次の制度を確立されるよう強く求めるものである。

- 1 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、定期接種化までの間の臨時促進事業を維持すること。
- 2 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンを含むVPDに対する公費定期接種の継続及び拡大を図ること。
- 3 安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月19日

内閣総理大臣
総務大臣 〓
厚生労働大臣

座間市議会議長 小野 たづ子